

(一社) 埼玉県PTA安全互助会の補償制度の概要

文部科学省生涯学習政策局社会教育課PTA共済室作成

区分	共済事業	保険会社と団体との団体契約による保険事業①	保険会社と団体との団体契約による保険事業②								
制度	死亡共済金(疾病)		団体傷害保険/団体自転車保険 示談交渉付(個別加入)								
	死亡共済金(傷害)										
	後遺障害共済金	プラン +20E	プラン +30E	プラン +50E	オプションプラン (傷害保険金)	プラン A 普通傷害型	プラン B 普通傷害型	プラン C 普通傷害型	プラン D 普通傷害型	プラン E 交通傷害型	自転車総合保険 (PTA一括加入) 示談交渉付
	入院共済金										
	通院共済金										
	賠償責任見舞金 (上限10万円)										
掛金	100円(95円、5円)	20円	30円	50円		10,000円	5,000円	3,000円	2,000円	1,000円	600円
加入形態	団体加入 (PTA単位)	団体加入 PTAの任意加入 (PTA単位)			任意加入 (家庭単位)					PTA毎の 任意加入 (PTA単位)	
主な補償	PTA活動中の事故を補償、 共済事業では事故日より180日間補償、 保険会社では180日間で90日までを補償					交通事故を含む日常生活上の 事故を24時間補償			【傷害】交通事故を24時間補償 【賠償】交通事故を含む日常生活上の事故を24時間補償	自転車事故を24時間補償、 転入生等随時加入	